

中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中小企業省エネルギー設備等導入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）、及びその他の法令等の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、名古屋市内（以下「市内」という。）のエネルギー価格高騰の影響を受けた事業者の支援及び市内の事業者における省エネルギー対策促進、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、中小企業者等が行う高効率空調設備、太陽光発電設備等の導入に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までに規定する中小企業団体をいう。ただしみなし大企業（発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。）を除く。

(2) 事業所

市内に所在する事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設及びこれらに付随した関連施設をいう。

(3) 補助対象設備

第4条に規定する省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備をいう。

(4) リース契約

補助対象設備の所有者である貸主が、当該設備の借主である中小企業者に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約をいう。

(5) 電力販売契約（PPA：Power Purchase Agreement）

第三者が自己の負担により、中小企業者の事業所に太陽光発電設備を導入し、発電した電力を中小企業者に販売する契約をいう。

(6) リース契約等事業者

補助対象設備を導入する中小企業者と、リース契約又は電力販売契約を行う事業者をいう。

(7) リース契約等利用者

リース契約等事業者とのリース契約又は電力販売契約により、補助対象設備を自己の事業所に導入する中小企業者をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかの設備を事業所に導入する事業とする。

(1) 省エネルギー設備（既存設備に替えて導入する場合に限る）

ア 高効率空調設備

イ LED 照明

(2) 再生可能エネルギー設備

ア 太陽光発電設備

イ 蓄電システム（太陽光発電設備との同時導入に限る）

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中小企業者

(2) リース契約等事業者（次に掲げる全ての要件を満たす場合に限る）

ア リース契約等事業者とリース契約等利用者の共同申請であること。

イ リース契約又は電力販売契約において、補助金相当分がリース契約等利用者に還元されること。

(補助対象経費、補助率・補助単価、補助限度額及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に該当する費用とする。

(1) 補助対象設備本体及び附属設備の設備費

(2) 設備導入にかかる工事費

2 補助率・補助単価、補助限度額及び補助金の額は、別表第1によるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請期限までに補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、別で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び不交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めた場合は、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（第 3 号様式。以下「不交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、第 1 項に規定する交付の決定に関し条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

- 第 9 条 申請者は、交付の決定を受ける前に第 7 条に規定する交付申請を取り下げる場合は補助金交付申請取下届出書（第 4 号様式。以下「取下届出書」という。）を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、取下届出書を受け付けたときは、補助金の不交付を決定し、前条第 2 項に規定する不交付決定通知書により申請者に通知する。

（補助事業者の変更）

- 第 10 条 本補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の死亡により補助事業を遂行することができない場合であって、補助事業者の事業を継承する者が、補助事業者の地位を継承しようとするときは、市長に承認を受けなければならない。
- 2 前項に係る手続きについては、住宅等の脱炭素化促進補助金に係る財産処分等の承認要領（以下「承認要領」という。）の規定を準用する。

（計画の変更）

- 第 11 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業に着手する前に事業計画変更承認申請書（第 5 号様式。以下「計画変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業に着手する前に計画変更申請書を提出できないやむを得ない事由があると市長が判断した場合はこの限りではない。
- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
 - (2) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項に規定する承認をしたときは、事業計画変更承認通知書（第 6 号様式）により補助事業者に通知する。
 - 3 市長は、必要があると認めるときは、第 1 項に規定する承認に関し条件を付することができる。

（中止）

- 第 12 条 補助事業者は、補助対象事業の一部又は全部を中止しようとするときは、速やかに事業中止承認申請書（第 7 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する承認をしたときは、事業中止承認通知書（第 8 号様式）により補助事業者に通知する。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業の完了後、別に定める日までに、実績報告書（第 9 号様式）に、別で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助対象事業が適切に実施されていると認めた場合は、補助金交付額を確定（以下「額確定」という。）し、補助金額確定通知書（第 10 号様式）により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第 15 条 補助事業者は、補助金額確定通知書を受領後、別に定める日までに、補助金請求書（第 11 号様式）に、別で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 16 条 市長は、補助金請求書を受け付けたときは、速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(取得財産等の管理)

第 17 条 補助事業者は、補助対象事業が完了した後も、補助対象設備を別に定める期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象設備を、補助金の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する処分その他の処分（以下「財産処分」という。）をしてはならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定にかかわらず補助事業者の責に帰することのできない事由により別に定める期間内に財産処分をした場合には、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 補助事業者は、定められた期間内に当該対象設備の適正な運用を図る上で必要な管理及び運用に関する変更を行う場合は、その旨を市長に届け出なければならない。
- 5 第 2 項から第 4 項に係る手続きについては、承認要領の規定を準用する。
- 6 リース契約又は電力販売契約の契約期間満了後に、リース契約等事業者がリース契約等利用者に対して補助対象設備の譲渡等を行う場合には、当該事項について契約書等に明記すること。
- 7 リース契約又は電力販売契約の契約期間満了後に、リース契約等利用者が補助対象設備の譲渡等を受け、定められた期間が経過した後に当該設備の廃棄を行う場合には、譲渡等を受けた者の責任において適切に行われなければならない。

(交付の決定及び補助金交付額の確定の取消し)

第 18 条 市長は、補助事業者がこの要綱に違反した場合、交付の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項に規定する取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（第 12 号様式）により補助事業者へ通知する。
- 3 第 1 項の規定は、第 14 条に規定する額確定があつた後においても適用するものとする。

（補助金の返還及び加算金・延滞金）

- 第 19 条 市長は、前条第 1 項に規定する取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、財産処分を承認しようとするときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還を命ずることができる。
 - 3 前各項に規定する補助金の返還に係る加算金及び延滞金については、名古屋市補助金等交付規則第 20 条の規定を準用する。

（法人情報に関する事項）

- 第 20 条 市長が事務の執行にあたり申請者から取得した法人情報は、法令に定められている場合を除き次の目的に使用する。
- (1) 補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等）
 - (2) 地球温暖化防止等に関する資料、アンケート等の送付
- 2 本事業において補助事業者等から提出された交付申請書、実績報告書、補助金請求書及び添付された書類等は返却しない（市長が必要と認める場合を除く。）。

（補助金の経理）

- 第 21 条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、補助対象事業の完了した日（第 18 条の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた場合を含む。）の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（現地調査）

- 第 22 条 市長は、補助事業者に対し、補助金の適正執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により市長から求めがあつた場合は、遅滞なくこれに応じなければならない。

（協力）

- 第 23 条 補助事業者は、次に掲げる事項について協力を努めることとする。
- (1) 事業活動における省エネルギー活動の実践
 - (2) 市長が実施する補助対象設備の運用状況及び地球温暖化防止等に関するアンケート
 - (3) その他市長が協力を依頼する事項

（委任）

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、中小企業省
エネルギー設備等導入補助金交付要領で定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

補助対象設備	補助率・補助単価	補助限度額	補助金の額
高効率空調設備	1/2	200 万円	補助対象経費に補助率を乗じて得た額
LED 照明			
太陽光発電設備	5 万円／kW	500 万円	次を比較して最も少ない額 （1）太陽電池モジュールの公称最大出力合計値に補助単価を乗じて得た額 （2）パワーコンディショナの定格出力合計値に補助単価を乗じて得た額 （3）補助対象経費
蓄電システム	3 万円／kWh	60 万円	蓄電容量に補助単価を乗じて得た額

※ 補助金の額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第 1 号様式（第 7 条関係）
（購入による導入）

年 月 日

（宛先）名古屋市長

（申請者） 所在地
名称
代表者職・氏名

補助金交付申請書

中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次の 1 から 4 の重要確認事項に同意の上、下記のとおり申請します。

重 要 確 認 事 項 1 申請内容に一切の虚偽がないことを誓約します。 2 中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱の内容を確認し、そこに記載のある対象要件等を満たしていることを誓約します。 3 中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱の内容に違反している場合、交付決定の取消しを受けることに異議を申し立てません。 4 交付決定後に、補助事業に着手することを誓約します。
--

記

フリガナ	
事業実施 事業所名	
事業実施 事業所住所	
実施事業 （導入設備）	☐ 高効率空調設備☐ 太陽光発電設備 ☐ L E D 照明☐ 太陽光発電設備及び蓄電システム
補助金交付申請額	金 円
契約予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

第1号様式（別紙）

事業計画書

1 申請者概要

フリガナ				
法人名				
所在地	〒			
資本金の額 又は出資の総額		産業 分類 (業種)	大分類	
常時使用する 従業員の数			中分類	

2 担当者連絡先

種別	☐ 申請者 ☐ その他（	
担当者所属 氏名		
電話・FAX	TEL	FAX
E-mail		

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

3 書類送付先

所在地	☐ 申請者所在地に同じ ☐ 以下の住所
	〒
氏名	

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

※補助金交付決定通知書を受け取る先を記載してください。

4 補助対象設備（導入設備）の概要

（１）省エネルギー設備

補助対象設備	高効率空調設備		LED照明	
メーカー名				
型式番号・導入数		台		台
		台		台
		台		台
		台		台
		台		台

※記載欄が足りない場合は、行を追加して記載してください。

（２）再生可能エネルギー設備

補助対象設備	太陽光発電設備	パワーコンディショナ	蓄電システム
メーカー名			
型式番号			
太陽電池モジュールの 公称最大出力と使用枚数	W× 枚＝ W		
	W× 枚＝ W		
太陽電池モジュールの 公称最大出力合計値	kW (小数第2位未満切り捨て)		
パワーコンディショナ の定格出力合計値			
蓄電容量			kWh (小数第2位未満切り捨て)

※太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本産業規格又は IEC 等の国際規格に規定されているものです。

自家消費の見込み

年間の想定発電量	kWh
年間の想定消費電力量	kWh
年間の想定売電量	kWh
FIT制度又はFIP制度による売電	☐ なし（FIT制度又はFIP制度による売電を行う場合は補助対象外です。）
FIT制度又はFIP制度以外による売電（予定）	☐ なし
	☐ あり（ ）

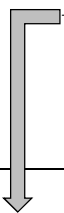
※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

※FIT 制度又は FIP 制度以外による売電（予定）ありの場合、括弧内に売電先及び契約プラン名を記入してください。

5 補助金交付申請額の算出

(1) 省エネルギー設備

補助対象設備		高効率空調設備	LED照明
導入にかかる経費	①設備購入費	円	円
	②設置工事費	円	円
	撤去工事費	円	円



③補助対象経費 (①設備購入費＋②設置工事費)	円
④補助額算出結果 (③補助対象経費×1／2)	円
⑤補助限度額	2,000,000円
補助金交付申請額 (④、⑤を比較して少ない額)	円 (1万円未満切り捨て)

※導入に係る経費は、見積書を基に税抜き金額を記入してください。

(2) 再生可能エネルギー設備

補助対象設備		太陽光発電設備	蓄電システム
補助対象経費	設備購入費	円	円
	設置工事費	円	円
	①計	円	円
太陽電池モジュールの 公称最大出力合計値 (A)		kW	
パワーコンディショナの 定格出力合計値 (B)		kW	
②補助額算出結果 ((A)、(B) を比較して少ない値×5万円)		円	
蓄電容量			kWh
②補助額算出結果 (蓄電容量×3万円)			円
③補助限度額		5,000,000円	600,000円
補助金交付申請額 (①、②、③を比較して少ない額)		円 (1万円未満切り捨て)	円 (1万円未満切り捨て)

※補助対象経費は、見積書を基に税抜き金額を記入してください。

6 その他

他の補助金との併用	☐ する予定 ☐ しない
他の補助金名	
他の補助（予定）金額	

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

※他の補助金が本補助金と併用可能かどうかは、申請者において事前に確認してください。

第 1 号様式（第 7 条関係）
（リース・PPA による導入）

年 月 日

（宛先）名古屋市長

（申請者） 所在地
名称
代表者職・氏名

補助金交付申請書

中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次の 1 から 4 の重要確認事項に同意の上、下記のとおり申請します。

重 要 確 認 事 項 1 申請内容に一切の虚偽がないことを誓約します。 2 中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱の内容を確認し、そこに記載のある対象要件等を満たしていることを誓約します。 3 中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱の内容に違反している場合、交付決定の取消しを受けることに異議を申し立てません。 4 交付決定後に、補助事業に着手することを誓約します。
--

記

フリガナ	
事業実施 事業所名	
事業実施 事業所住所	
実施事業 (導入設備)	☐ 高効率空調設備 ☐ 太陽光発電設備 ☐ LED照明 ☐ 太陽光発電設備及び蓄電システム
補助対象設備の 導入方法	☐ リース契約 ☐ 電力販売契約
補助金交付申請額	金 円
契約予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

第1号様式（別紙）

事業計画書

1 申請者概要

（1）申請者（リース契約等事業者）

フリガナ	
法人名	
所在地	〒

（2）共同申請者（リース契約等利用者）

フリガナ				
法人名				
所在地	〒			
資本金の額 又は出資の総額		産業 分類 (業種)	大分類	
常時使用する 従業員の数			中分類	

2 担当者連絡先

種別	☐ 申請者 ☐ 共同申請者 ☐ その他（ ）	
担当者所属 氏名		
電話・FAX	TEL	FAX
E-mail		

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

3 書類送付先

所在地	☐ 申請者所在地に同じ ☐ 共同申請者所在地に同じ ☐ 以下の住所
	〒
氏名	

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

※補助金交付決定通知書を受け取る先を記載してください。

4 補助対象設備（導入設備）の概要

（１）省エネルギー設備

補助対象設備	高効率空調設備		LED照明	
メーカー名				
型式番号・導入数		台		台
		台		台
		台		台
		台		台
		台		台

※記載欄が足りない場合は、行を追加して記載してください。

（２）再生可能エネルギー設備

補助対象設備	太陽光発電設備	パワーコンディショナ	蓄電システム
メーカー名			
型式番号			
太陽電池モジュールの 公称最大出力と使用枚数	W× 枚＝ W		
	W× 枚＝ W		
太陽電池モジュールの 公称最大出力合計値	kW (小数第2位未満切り捨て)		
パワーコンディショナ の定格出力合計値		kW (小数第2位未満切り捨て)	
蓄電容量			kWh (小数第2位未満切り捨て)

※太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本産業規格又は IEC 等の国際規格に規定されているものです。

自家消費の見込み

年間の想定発電量	kWh
年間の想定消費電力量	kWh
年間の想定売電量	kWh
FIT制度又はFIP制度による売電	☐ なし（FIT制度又はFIP制度による売電を行う場合は補助対象外です。）
FIT制度又はFIP制度以外による売電（予定）	☐ なし
	☐ あり（ ）

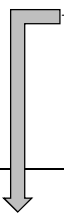
※ 該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

※ FIT 制度又は FIP 制度以外による売電（予定）ありの場合、括弧内に売電先及び契約プラン名を記入してください。

5 補助金交付申請額の算出

(1) 省エネルギー設備

補助対象設備		高効率空調設備	LED照明
導入にかかる 経費	①設備購入費	円	円
	②設置工事費	円	円
	撤去工事費	円	円



③補助対象経費 (①設備購入費＋②設置工事費)	円
④補助額算出結果 (補助対象経費③×1／2)	円
⑤補助限度額	2,000,000円
補助金交付申請額 (④、⑤を比較して少ない額)	円 (1万円未満切り捨て)

※見積書を基に税抜き金額を記入してください。

(2) 再生可能エネルギー設備

補助対象設備		太陽光発電設備	蓄電システム
補助対象経費 ※1	設備購入費用	円	円
	設置工事費	円	円
	①計	円	円
太陽電池モジュールの 公称最大出力合計値 (A)		kW	
パワーコンディショナの 定格出力合計値 (B)		kW	
②補助額算出結果 ((A)、(B) を比較して少ない値×5万円)		円	
蓄電容量			kWh
②補助額算出結果 (蓄電容量×3万円)			円
③補助限度額		5,000,000円	600,000円
補助金交付申請額 (①、②、③を比較して少ない額)		円 (1万円未満切り捨て)	円 (1万円未満切り捨て)

※補助対象経費は、見積書を基に税抜き金額を記入してください。

6 補助金の還元方法

	補助金交付前	補助金交付後
リース料金総額 ・ 電気利用料金総額	円	円
補助金還元方法		

※補助金は、必ず契約期間内にリース契約等利用者へ全額還元してください。

※単価及び還元額は税抜き金額で記載してください。

7 その他

他の補助金との併用	☐ する予定 ☐ しない
他の補助金名	
他の補助（予定）金額	

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

※他の補助金が本補助金と併用可能かどうかは、申請者において事前に確認してください。

第 号
年 月 日

様

名古屋市長 印

補助金交付決定通知書

先に申請のありました中小企業省エネルギー設備等導入補助金につきましては、下記のとおり交付決定をしましたので、中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定番号	
2 交付決定日	
3 補助事業の内容	補助金交付申請書のとおりとする。
4 交付決定金額	
5 注意事項	(1) 補助事業の完了後、30 日以内又は令和 7 年 12 月 26 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。 (2) 中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱を遵守してください。違反した場合は、第 18 条第 1 項の規定に基づき交付決定を取り消すことがあります。
6 特記事項	

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

補助金不交付決定通知書

先に申請のありました中小企業省エネルギー設備等導入補助金につきましては、下記の理由により不交付決定をしましたので、中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 不交付の理由

2 その他

(

)

年 月 日

（宛先）名古屋市長

（申請者） 所在地
名称
代表者職氏名

補助金交付申請取下届出書

年 月 日付けで提出した補助金交付申請書について、中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記の理由により交付申請を取り下げます。

記

年 月 日

（宛先）名古屋市長

（申請者） 所在地
名称
代表者職氏名

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 ー 号をもって補助金の交付決定（交付決定番号 ）を受けた補助対象事業について、中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 変更内容

<導入設備>

変更する設備の変更前後の設備の概要を記入してください。

（1）省エネルギー設備

補助対象設備	高効率空調設備				L E D 照明			
区分	変更前		変更後		変更前		変更後	
メーカー名								
型式番号・導入数		台		台		台		台
		台		台		台		台
		台		台		台		台
		台		台		台		台
		台		台		台		台

※記載欄が足りない場合は、行を追加して記載してください。

(2) 再生可能エネルギー設備

補助対象設備	区分	太陽光発電設備	パワーコンディショナ	蓄電システム
メーカー名	変更前			
	変更後			
型式番号	変更前			
	変更後			
太陽電池モジュールの 公称最大出力と使用枚数	変更前	W× 枚＝ W		
	変更後	W× 枚＝ W		
太陽電池モジュールの 公称最大出力合計値	変更前	kW		
	変更後	kW		
パワーコンディショナの 定格出力合計値	変更前		kW	
	変更後		kW	
蓄電容量	変更前			kWh
	変更後			kWh

※太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本産業規格又は IEC 等の国際規格に規定されているものです。
 ※太陽電池モジュールの公称最大出力合計値、パワーコンディショナの定格出力合計値、蓄電容量は、小数第二位未満切り捨てて記入してください。

自家消費の見込み

区分	変更前	変更後
年間の想定発電量	kWh	kWh
年間の想定消費電力量	kWh	kWh
年間の想定売電量	kWh	kWh
FIT 制度又は FIP 制度による売電	☐ なし	☐ なし
FIT 制度又は FIP 制度以外による売電（予定）	☐ なし	☐ なし
	☐ あり	☐ あり

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

<補助額>

(1) 省エネルギー設備

補助対象設備		高効率空調設備		LED照明	
区分		変更前	変更後	変更前	変更後
補助対象経費	設備購入費	円	円	円	円
	設置工事費	円	円	円	円
	計	円	円	円	円

区分	変更前	変更後
補助交付申請額 (補助対象経費×1/2)	円	円

※補助対象経費は、見積書を基に税抜き金額を記入してください。

(2) 再生可能エネルギー設備

補助対象設備		太陽光発電設備		蓄電システム	
区分		変更前	変更後	変更前	変更後
①補助対象経費	設備本体 購入費用	円	円	円	円
	設置工事費	円	円	円	円
	計	円	円	円	円
太陽電池モジュールの 公称最大出力合計値 (A)		kW	kW		
パワーコンディショナの 定格出力合計値 (B)		kW	kW		
②(A)、(B)を比較して少ない値 × 5 万円		円	円		
②蓄電容量 (kWh) × 3 万円				円	円
補助交付申請額 (①、②を比較して少ない方の額)		円	円	円	円

※補助対象経費は、見積書を基に税抜き金額を記入してください。

<その他の変更内容>

区分	内容
変更前	
変更後	

2 着手後提出理由 (やむを得ない事情により、着手後の提出となった場合、理由を記入してください。)

第 号
年 月 日

様

名古屋市長 印

事業計画変更承認通知書

先に申請のありました中小企業省エネルギー設備等導入補助金の事業計画変更承認申請につきましては、下記のとおり承認しましたので、中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 申請のあった交付決定番号	
2 変更承認決定日	
3 補助事業の変更箇所	計画変更承認申請書のとおりとする。
4 変更後交付決定金額	
5 注意事項	（１）補助事業の完了後、30 日以内又は令和 7 年 12 月 26 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。 （２）中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱を遵守してください。違反した場合は、第 18 条第 1 項の規定に基づき交付決定を取り消すことがあります。
6 特記事項	

年 月 日

（宛先）名古屋市長

（申請者） 所在地
名称
代表者職氏名

事業中止承認申請書

年 月 日付け第 ー 号をもって補助金の交付決定（交付決定番号 ）を受けた補助対象事業について、中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

中止する補助対象事業	☐ 高効率空調設備 ☐ L E D 照明 ☐ 太陽光発電設備 ☐ 太陽光発電設備及び蓄電システム
中止の理由	

※ 中止する補助事業の□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

第 号
年 月 日

様

名古屋市長 印

事業中止承認通知書

先に申請のありました中小企業省エネルギー設備等導入補助金の事業中止承認申請につきましては、下記のとおり承認しましたので、中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 中止となる交付決定番号	
2 中止となる補助対象事業	☐ 高効率空調設備 ☐ L E D照明 ☐ 太陽光発電設備 ☐ 太陽光発電設備及び蓄電システム
3 中止承認日	

4 中止後の交付決定金額(※)	
-----------------	--

※補助対象事業の一部を中止した場合のみ記載

(申請者) 所在地
名称
代表者職・氏名

年 月 日付け第 ー 号をもって補助金の交付決定（交付決定番号 ）を受けた補助対象事業について、中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 13 条の規定により基づき、下記のとおり報告します。

1 事業概要

フリガナ	
事業実施 事業所名	
事業実施 事業所住所	
実施事業 (導入設備)	☐ 高効率空調設備 ☐ 太陽光発電設備 ☐ L E D照明 ☐ 太陽光発電設備及び蓄電システム
補助対象設備の 導入方法	☐ 購入 ☐ リース契約 ☐ 電力販売契約
契約年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日
補助金請求予定額	金 円

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

種別	☐ 申請者 ☐ 共同申請者 ☐ その他（ ）	
担当者所属 担当者名		
電話・FAX	TEL	FAX
E-mail		

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。

3 書類送付先

所在地	〒
氏名	

※補助金額確定通知書を受け取る先を記載してください。

4 補助対象設備（導入設備）の概要

（1）省エネルギー設備

補助対象設備	高効率空調設備		LED照明	
メーカー名				
型式番号・導入数		台		台
		台		台
		台		台
		台		台
		台		台

※記載欄が足りない場合は、行を追加して記載してください。

（2）再生可能エネルギー設備

補助対象設備	太陽光発電設備	パワーコンディショナ	蓄電システム
メーカー名			
型式番号			
太陽電池モジュールの 公称最大出力と使用枚数	W× 枚＝ W		
	W× 枚＝ W		
太陽電池モジュールの 公称最大出力合計値	kW (小数第2位未満切り捨て)		
パワーコンディショナ の定格出力合計値			
蓄電容量			kWh (小数第2位未満切り捨て)

※太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本産業規格又は IEC 等の国際規格に規定されているものです。

自家消費の見込み

年間の想定発電量		kWh
年間の想定消費電力量		kWh
年間の想定売電量		kWh
FIT制度又はFIP制度による売電	☐ なし (FIT制度又はFIP制度による売電を行う場合は補助対象外です。)	
FIT制度又はFIP制度以外による売電 (予定)	☐ なし	
	☐ あり ()	

※該当する□にチェック (又は■に反転) を入れてください。

※FIT 制度又は FIP 制度以外による売電 (予定) ありの場合、括弧内に売電先及び契約プラン名を記入してください。

5 補助金請求予定額の算出

(1) 省エネルギー設備

補助対象設備	高効率空調設備	L E D 照明
導入にかかる経費 ①設備購入費 ②設置工事費 撤去工事費	円	円
	円	円
	円	円

③補助対象経費 (①設備購入費＋②設置工事費)	円
④補助額算出結果 (補助対象経費③×1／2)	円
⑤交付決定金額	円
補助金請求予定額 (④、⑤を比較して少ない額)	円 (1万円未満切り捨て)

※導入に係る経費は、請求書を基に税抜き金額を記入してください。

(2) 再生可能エネルギー設備

補助対象設備		太陽光発電設備	蓄電システム
補助対象経費 ※1	設備購入費用	円	円
	設置工事費	円	円
	①計	円	円
太陽電池モジュールの 公称最大出力合計値 (A)		kW	
パワーコンディショナの 定格出力合計値 (B)		kW	
②補助額算出結果 ((A)、(B) を比較して少ない値×5万円)		円	
蓄電容量			kWh
②補助額算出結果 (蓄電容量×3万円)			円
③交付決定金額		円	円
補助金請求予定額 (①、②、③を比較して少ない額)		円 (1万円未満切り捨て)	円 (1万円未満切り捨て)

※補助対象経費は、請求書を基に税抜き金額を記入してください。

第 号
年 月 日

様

名古屋市長 印

補助金額確定通知書

先に申請のありました中小企業省エネルギー設備等導入補助金につきましては、下記のとおり額確定をしましたので、中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定番号	
2 交付確定額	
3 注意事項	（１）中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱を遵守してください。違反した場合は、第 18 条第 1 項の規定に基づき補助金額の確定を取り消すことがあります。 （３）補助金額の確定の取り消しが補助金の交付された後の場合、中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 19 条第 1 項の規定に基づき補助金の返還を命ずることがあります。
4 特記事項	

年 月 日

名古屋市長 様

(申請者) 所在地
名称
代表者職・氏名

補助金請求書

年 月 日付け第 ー 号をもって補助金の額確定を受けた補助対象事業について、中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 15 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付決定番号	
補助金請求額	金 円

(振込先情報)

金融機関コード					店舗コード												
金融機関名				☐ 銀行 ☐ 金庫 ☐ 組合	店舗名				☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所								
種目	☐ 普通 ☐ 当座																
口座番号 (右詰めで記入)																	
口座名義 (カタカナ)																	
口座名義 (漢字)																	

※該当する□にチェック（又は■に反転）を入れてください。
※振込先の口座名義人は補助事業者と同一人であることとし、口座種別は普通預金口座又は当座預金口座としてください。
※口座名義のカナは濁点・半濁点も 1 文字として記載してください

第 号
年 月 日

様

名古屋市長 印

補助金交付決定取消通知書

先に交付決定をした中小企業省エネルギー設備等導入補助金につきましては、下記の理由により交付決定を取り消すこととなりましたので、中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 取消しとなる交付決定番号	
2 取消日	
3 取消しの理由	